
証券監督者国際機構 (IOSCO) 第 31 回年次総会について

日証協 平 18.6.5～8

証券監督者国際機構(IOSCO)の第 31 回年次総会が、平成 18 年 6 月 5 日から 8 日までの間、香港で開催された。IOSCO は、わが国の金融庁や米国証券取引委員会(SEC)といった世界各国の政府規制当局が中心メンバーとなっている国際機構で、毎年春にメンバーが年次総会を持ち回りで開催している。

本来、規制当局の意見交換の場として誕生したが、90 年代に入って、国際的に調和のとれた包括的な規制制度を維持し発展していくという観点から、本協会のような証券業協会や証券取引所などの自主規制機関が、協力会員としてこの会議に参加するようになった。

年次総会では、期間中に、代表委員会、理事会、専門委員会、新興国市場委員会、自主規制機関(SRO)諮問委員会といった主要な委員会が、それぞれの構成メンバーを対象にして開催される。また、会員以外の登録者も対象にしたパネル・ディスカッションも催されている。総会では、これまでに IOSCO が検討してきた各種の問題についてのレポートが公表されるとともに、決定された事項等については、最終日にコミュニケとして記者会見等で公表される。

今年の総会には、100 を超える国・地域から 600 名以上が参加した。今年は、各委員会が会合を開催するとともに、4 つの公開パネル・ディスカッション — 「国際財務報告基準(IFRS)導入後の動向」、「ヘッジファンドへの規制」、「債券市場の規制の在り方」、「IOSCO 原則及び新興証券市場における IOSCO MOU の実施に伴う課題」 — が催された。

以下に、今年の年次総会で公表された活動内容の一部と自主規制機関(SRO)諮問委員会で協議された事項を簡単に紹介する。

1. 今年の年次総会での主な成果と今後の活動

(1) 資産凍結に係る国境を越えた協力に関する決議

IOSCO は、資産凍結に係る国境を越えた協力に関する新たな決議を採択した。この決議は、国際的に資産を凍結するための一般的な権限が存在していない現状を踏まえ、国境を越えた不正行為・不法行為の増加に対応するためのものである。

決議においては、資産凍結を促進するような法的規制を各国において精査すること、及び国境を越えた証券取引違反に対する資産凍結を可能とすることを会員に推奨している。

(2) コーポレート・ガバナンスに関するタスクフォース

IOSCO は、上場企業のコーポレート・ガバナンスに関する重要な問題に関し、各国がどのように取り組んでいるかについて、OECD と共同して調査を行っている。

今後は、上場会社が役員の独立した判断をどのように確保しているか及び少数株主の利益をどのように保護しているかについて、各国状況の評価を行う予定である。

(3) 監査法人の非監査業務に関するタスクフォース

IOSCO は、監査法人が監査企業に行う非監査業務から生じる問題点、及びそのような業務の監査の独立性への影響について分析を行っている。この分析を踏まえたレポートが、2006 年中に公表される予定である。

(4) 債券の国際的な開示に関する原則

IOSCO は、外国企業が自国以外で公募又は上場する場合における書類について、開示に関する原則のコンサルテーション・ペーパーを 2006 年中に作成し、コメントを募集する予定である。

(5) 取引所の再編に伴う対応

IOSCO は、主要取引所の株式会社化等といった最近の取引所の再編から生じる規制上の問題点を取り扱ったコンサルテーション・ペーパーを 2006 年 3 月に公表した。このコンサルテーション・ペーパーに対して提出されたコメントを踏まえ、2006 年中に最終報告が公表される予定である。

(6) 証券募集における利益相反

IOSCO は、証券の募集業務に従事する証券会社が、利益相反に対応するために、情報をどのように管理しているか調査を行っている。本件についてのディスカッション・ペーパーのドラフトが、2006 年中に公表される予定である。

(7) 専門委員会カンファレンス

専門委員会においては、2004 年から、民間セクターとの対話の拡充を目的に、証券会社、銀行その他民間企業の代表者、金融専門家、学識経験者等を招き、専門委員会カンファレンスを開催している。同カンファレンスは、2006 年にロンドンで、2007 年に東京で開催の予定である。

2. 自主規制機関(SRO)諮問委員会における主な審議事項

証券業協会や取引所などの自主規制機関がメンバーとなっている自主規制機関(SRO)諮問委員会(SROCC)は 6 月 6 日に会合を開催し、他の IOSCO 委員会の活動状況を聞いた後、主に次の事項を審議した。

(1) ワーキング・グループ議長からの報告

自主規制機関(SRO)諮問委員会の下にあるワーキング・グループの議長から、各ワーキングの活動状況について、大要、以下のとおり報告があった。

① Ahead of The Curve Working Group

本ワーキングは、証券界に新たに発生した又は発生する可能性のある規制上の問題点について検討するワーキングである。

今後、本ワーキングにおいては、市場リスク、金利リスク等を投資家に知らせる Investor Alert (投資家警告情報)の形式策定、及び、伝染病による危機対策に関する提言策定を進める予定である。

② Regulatory Staff Training Working Group

本ワーキングは、自主規制機関が行う研修の方法等について検討するワーキングである。

本ワーキングにおいて検討を予定している研修テーマは、内部管理、取引審査及びマネーロンダリング対策であり、当面は、内部管理に関する研修方法を検討する予定である。

③ Outsourcing Working Group

本ワーキングは、IOSCO 専門委員会が昨年 2 月に公表したアウトソーシング(業務の外務委託)に関する原則を踏まえ、アウトソーシングに関する自主規制機関による検査のチェック・ポイントについて検討しており、現在、そのドラフトを作成している段階である。

(2) 新議長の選任

現議長の NASD シャピロ副会長の任期終了に伴い、本協会の渡辺副会長が自主規制機関(SRO)諮問委員会の次期議長に選任された。

なお、来年の IOSCO 年次総会は、4 月にインド ムンバイで開催される予定である。

以 上

IOSCO 及び SROCC の概要について

・IOSCOの沿革

日本語では、「証券監督者国際機構」と訳されており、国際的な証券取引についての基準及び効果的監視を確立すること等を目的に設立された組織である。1974 年に設立された米州証券監督者協会を母体とし、1980 年代以降に欧州・アジア諸国の機関が加盟した。1986 年のパリ総会において、現在の IOSCO という名称に改められた。我が国では、金融庁が普通会员として、証券取引等監視委員会、経済産業省及び農林水産省が準会員として、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員として、それぞれ加盟している。

・SROCC (SRO Consultative Committee)の沿革

日本語では、「自主規制機関諮問委員会」と訳されており、IOSCO 事務局長のイニシアチブにより 1989 年に設置され、各国の自主規制機関による意見交換と提言策定の場と位置付けられている。同委員会では、現在、証券業務の外部委託、市場における問題の早期発見、自主規制担当スタッフの研修等様々な課題に取り組んでいる。

・IOSCOの組織

